

議案第17号

補助第216号線4号橋整備工事（下部工）請負契約変更

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第2条の規定に基づき、本案を提出する。

## 補助第216号線4号橋整備工事（下部工）請負契約変更

補助第216号線4号橋整備工事（下部工）請負契約を、下記のとおり変更する。

### 記

#### 変更内容

契約金額 議決金額 1,489,840,000円

既定金額 1,544,504,500円

変更金額 1,705,684,563円

#### 理由

- 1 工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。
- 2 工事に伴い発生した土砂が土壤汚染対策法の基準不適格土壤であることが判明し、当初予定していた受入れ先での処分が困難となり、搬出先の変更が必要となったため。
- 3 鋼管ソイルセメント杭施工時に、液状の余剰ソイルセメントが想定以上に発生したことにより、バキューム車による運搬処理が必要となったため。